

新潟産業保健研究会規約案

- 第1条 本会は新潟県の産業保健の一層の発展と充実を図ることを目的とする。
- 第2条 名称を新潟産業保健研究会とする。
- 第3条 事務局を新潟産業保健総合支援センター内に置く。
〒951-8055 新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 番地朝日生命新潟万代橋ビル 6 階
TEL : 025-227-4411 FAX : 025-227-4412
E-mail : sanpo@niigatas.johas.go.jp
ホームページ : <http://www.niigatas.johas.go.jp>
- 第4条 会員は産業医、産業歯科医、看護師・保健師、作業環境測定士、事業者、総務・人事担当者、衛生管理者、産業カウンセラー、労働安全衛生コンサルタント等産業保健に携わる者及びそれを志す者で、参加を希望する者とし、特に職業、資格を限定しない。
- 第5条 役員は、
①名誉会長 1名
②会長 1名
③幹事 20名程度（内数名を企画運営委員・2名を監事兼任とする）
④会計 1名
を置く。
- 第6条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
次期役員の選出は幹事会で審議し、総会の承認を得るものとする。
- 第7条 会長と企画運営委員が運営の実務を進め、必要があれば幹事会との合議を持つ。
- 第8条 年1回の総会、年2回の研修会を開催し、重要事項は総会で審議し、議事は総会出席者の過半数の同意で決定する。
- 第9条 会費は研修会参加費をもって運営し、年会費は徴収しない。
会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第10条 この規約の改訂は総会出席会員の過半数の同意をもって行う。

附則Ⅰ 新潟産業保健研究会役員名簿

名誉会長	松原 統	(新潟産業保健研究会 前会長)
会長	興梠 建郎○	(新潟産業保健総合支援センター 所長 / 労働衛生コンサルタント)
幹事	遠藤 和男◎	(新潟医療福祉大学健康科学部 教授)
	金子 美貴子○	(日本産業カウンセラー協会新潟事務所 産業カウンセラー)
	川室 優	(川室記念病院・高田西城病院 理事長)
	木戸 寿明	(新潟県歯科医師会 常務理事 / 木戸歯科医 院長)
	木滑 孝一◎	(木滑内科医院 院長)
	<u>源氏 富貴子</u>	(新潟県労働衛生医学協会健康づくり推進部健康づくり推進課課長補佐)
	小坂 智恵子○	(パナソニック(株)エコソリューションズ社新潟工場健康管理室 保健師)
	後藤 雅博	(医療人崇徳会顧問 こころのクリニック ウィズ所長)
	<u>鈴木 沙織</u>	(新潟県労働衛生医学協会健康づくり推進部健康づくり推進課主任)
	鈴木 美和○	(新潟労働衛生コンサルタント事務所 労働衛生コンサルタント / 保健師)
	近松 智幸	(新潟県医師会業務二課 課長)
	<u>寺嶋 茂○</u>	(新潟産業保健総合支援センター 副所長)
	中平 浩人○□	(新潟青陵大学大学院 教授 / 労働衛生コンサルタント)
	橋本 滋	(新潟県労働衛生医学協会教育研修部 部長代理)
	福島 昇	(新潟市こころの健康センター 所長)
	丸山 明則	(新潟県医師会 産業保健部長 / 平成クリニック 院長)
	三間 聡○	(新潟県労働衛生医学協会 医師 / 労働衛生コンサルタント)

(○企画運営委員・◎監事・□会計)

Ⅱ この規約は2018年6月2日2018年度新潟産業保健研究会総会の議決をもって改訂する。

Ⅲ 役員任期は2020年総会(6月)までとする。

運営方針

- 年2回産業保健研修会を開催する。
- 研修会は日医認定産業医単位(生涯/専門・実地・更新)の取得を可能とする。
- 研修会は産業保健看護専門家制度の継続研修単位の取得を可能とする。
- プログラムは講演・事例検討・現場見学・意見交換等テーマにより形式を工夫し企画する。
- 講師は広く人材を求める。
- 医師会等の各種団体より併・共催等の申し出があれば、開催地も併せて前向きに検討する。
- 既存の産業保健研修会を企画する団体とは競合しないように研究会独自の特色のあるテーマ選定を心掛け、多勢の参加者の獲得に努力する。
- 次の研修会のテーマの案を早い時期に決定し明示する。
- 研修会開催は6月、12月の土曜日午後2:00~6:00開催を原則とする。
- 6月の研修会に年1回総会を併催する。
- 幹事は20名程度とし意欲のある人を招聘し、必要に応じ適宜幹事会を開催する。